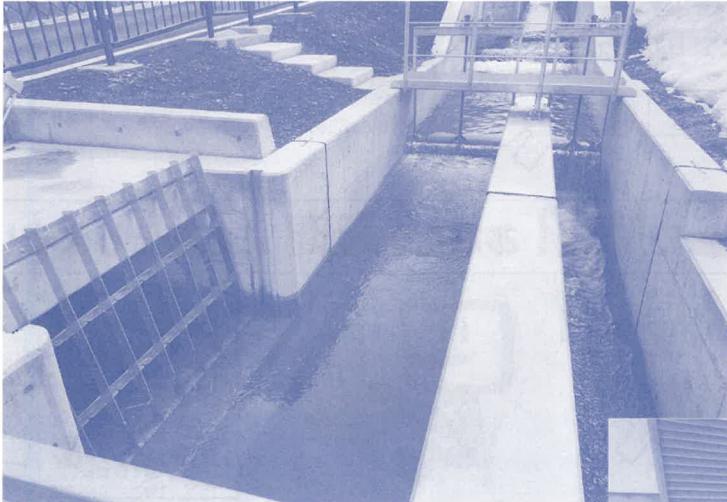


# きたしなの 税のたより

令和4年5月10日  
第 214 号

発行人  
信濃中野税務署管内青色申告会連合会  
一般社団法人 信濃中野法人会  
高水地区税務協議会  
印刷所 中野市力ナカ美術印刷

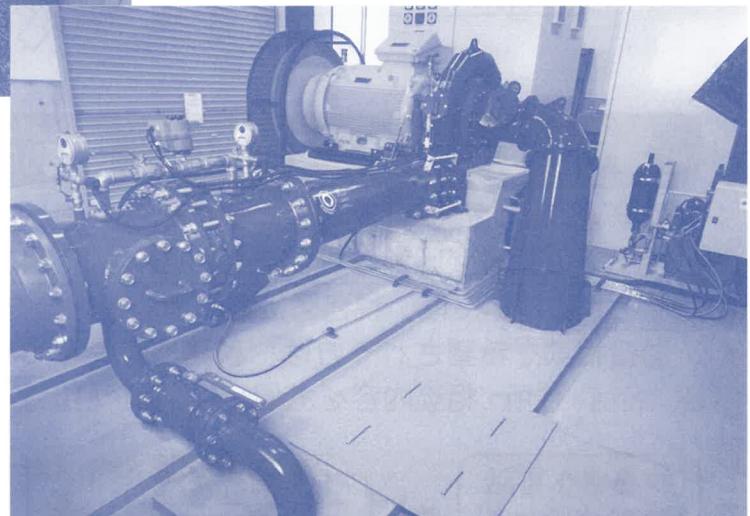


## 【発電機諸元値】

最大使用水量  $0.177\text{m}^3/\text{s}$

最大出力 97kw

発電した電気は全量売電し、収益は農業集落排水施設の維持費に充てられます。



これまで雪や温泉資源の活用による観光産業の構築、清らかな水や空気からなる農産業の発展など、豊かな自然環境の恩恵を大いに受けてきた野沢温泉村にとって、将来的な環境保全への配慮、取組みは必須です。

野沢温泉村では、環境保全に向けた取組みの一環として、豊富な河川水を利用した小水力発電施設を設置した他、学校校舎のベランダを利用した太陽光発電設備や雪室（雪氷熱利用）など、再生可能エネルギーの活用を進めています。

また、今後も新エネルギーの新たな取組みについて検討しながら、持続可能なエネルギー供給体制の構築と環境保全に向けた活動を進めて参ります。

# 電話の前に検索！

国税たより

## AIチャットボット「税務職員ふたば」にご相談ください！

チャットボットとは「チャット(会話)」と「ロボット」を組み合わせた言葉で、質問したい内容をメニューから選択するか、自由に文字で入力すると、AI（人工知能）を活用して自動で回答するウェブサービスです。

令和4年分のチャットボット公開時期は、国税庁ホームページでご確認ください。

国税庁 ふたば

検索



税務職員ふたば

## よくあるご質問は タックスアンサーで解決！あなたの疑問 にお答えします！

国税庁HPの「タックスアンサー」にアクセス！

国税庁 タックスアンサー

検索



## 来署によるご相談は、事前予約を！お願いします。

税務署では、面接相談の事前予約制を実施しております。

電話での回答が困難な相談内容（具体的に書類や事実関係を確認する必要がある場合など）については、税務署において面接相談をお受けしております。

面接相談を希望される方は、税務署に電話で相談日時を予約してください。予約の際、名前・住所・相談内容をお伺いし、相談日にお持ちいただく書類等をお伝えします。

税務署へ電話  
(信濃中野税務署)  
0269-22-3151

自動音声案内  
「2」を選択

税務署  
「相談の予約をしたい」とお伝えください。



## 国税の取り組み

デジタルの活用によりサービスや仕事の在り方を変革する、デジタル・トランスフォーメーションを推進する動きが社会全体で広まっています。

税務行政のデジタル・トランスフォーメーションの着実かつ継続的な実施により、皆様にとって利便性が高く、かつ、適正・公平な社会の実現に貢献していきたいと考えています。

具体的には、これまでと同様、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を2つの柱としつつ、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」に向けた構想を示すとともに、課税・徴収におけるデータ分析の活用等の取組を更に進めていくこととしています。

国税の申告や納付も、デジタルを活用すれば、より簡単に、より便利にできるようになります。また、税務署や国税局の業務も、より効率的に、より高度に行なうことが可能となります。誠実に納税を行っている多くの方々が不公平を感じることのないよう、デジタルの利点を最大限に生かし、税務行政を進めていくことが重要だと考えています。

## 県税たより

# 済ませてね！忘れず早めに 自動車税

長野県では、毎年4月1日現在、長野運輸支局に登録されている自動車（軽自動車税を除く。）の所有者（割賦販売により購入した場合は、買主である使用者の方へ5月上旬に自動車税納税通知書をお送りしています。）

金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、県税事務所窓口に加え、ペイジー、クレジットカード、PayPay請求書払い、LINE請求書払いによる納付もできます。

### 1 障がい等級要件

身体等に障がいのある方に  
対する減免について

合は、申請により自動車税（種別割）及び自動車税（環境性能割）が減免されます。

減免は、障がいのある方1人につき、自家用の自動車（軽自動車を含む）1台に限ります。また、減免額には限度額があります。

身体等に障がいのある方に  
対する減免について

長野県では、毎年4月1日現在、長野運輸支局に登録されている自動車（軽自動車税を除く。）の所有者（割賦販売により購入した場合は、買主である使用者の方へ5月上旬に自動車税納税通知書をお送りしています。）

## 令和4年度 自動車税（種別割）の 納期限は

# 5月31日(火) です

なお、口座振替、ペイジー、クレジットカード、PayPay請求書払い、LINEPay請求書払いの場合は、領収書・納税証明書が発行されません。納税通知書をお手元に届きましたら、納期限までに納付してください。

転居等で納税通知書が届かない方は、お手数ですが、お早めに県税事務所までご連絡をお願いします。

「自動車を譲渡した・下取りに出した」、「自動車を使用しなくなった」ときは、必ず長野運輸支局で必要な登録手続きをしてください。

### 3 所有要件

次のいずれかの方が所有する

#### ① 障がいのある方

#### ② 障がいのある方と生計を一に

する方（知的・精神の障がいの

ある方、又は身体に障がいの

ある方が18歳未満である場

#### ③ 自動車であること。

人又は本人以外の方が運転する場合で、該当する等級が異なります。）

### 2 使用要件

次のいずれかの用途で使用又是利用していること。

① 障がいのある方が運転すること。

② 常生活における外出のために、生計を一にする方、又は日常生活的に介護する方が運転すること。

お問い合わせ先  
中野市壁田955  
総合県税事務所北信事務所  
電話（直通）  
0269-123-0204

## 市町村税たより

# 軽自動車などの名義変更・廃車手続きはお早めに

軽自動車税は、毎年4月1日現在に登録されている所有者または使用者に課税されます。「人に譲った」、「廃車した」など、既に所有していない車両でも、名義変更や廃車手続きをされていないと課税対象となりますので、早めの手続きをお願いいたします。

- 廃車・解体した場合
- 他者への譲渡等により所有権が移転した場合
- 市町村外への引越し等により、軽自動車の主たる駐車場所を変更した場合
- 名義人の方が亡くなった場合

※車両の種類により手続きの受付場所が異なりますので、詳しい手続きの方法や必要な書類等については該当する手続きの場所へ直接お問い合わせください。

車種等	手続きの場所
原動機付自転車125cc以下のもの	課税されている市町村
小型特殊自動車（フォークリフト、トラクターなど）	
軽四輪車・軽三輪車	軽自動車検査協会長野事務所 電話：050-3816-1854
オートバイ（軽二輪）（125ccを超えるもの）	北陸信越運輸局長野運輸支局 電話：050-5540-2042
オートバイ（二輪小型自動車）（250ccを超えるもの）	

【信濃中野法人会社会貢献事業】

# 青年部・女性部租税教育活動

法人会たより

信濃中野法人会は、税のオピニオンリーダーとして租税教室と税に関する絵はがきコンクールを実施して租税教育活動に取り組んでいます。

租税教室は、小学校6年生を対象に青年部員が、青年経営者の立場から楽しく税の仕組みや税の大切さを教え、1億円のレプリカ体験なども行いながら、次世代を担う子どもたちには税の使われ方にも興味を持ってもらいました。

また、租税教室で学んだ知識や感想を、絵はがきという作品にしてもらう税に関する絵はがきコンクールを実施しました。学んだことを絵で表現することで、より税の理解を深めてもらうことができました。

法人会では、学校の協力を得ながらこれからも租税教育活動を進めて行きます。

## 令和3年度 租税教育活動

### 租税教室開催

・飯山市立泉台小学校 ・飯山市立戸狩小学校 ・飯山市立常盤小学校 ・山ノ内町立西小学校

絵はがき応募校と応募作品 応募作品：37作品

・飯山市立泉台小学校 ・飯山市立常盤小学校 ・山ノ内町立西小学校

### 税に関する絵はがきコンクール入賞者

(敬称略)

賞	受賞者氏名	所 属 学 校
信濃中野法人会長賞	数土さくら	山ノ内町立西小学校6年
信濃中野税務署長賞	和田 優花	飯山市立常盤小学校6年
信濃中野法人会女性部長賞	青木 倫乃	飯山市立泉台小学校6年
優秀賞	平野帆乃佳	飯山市立常盤小学校6年
優秀賞	鈴木 深月	飯山市立常盤小学校6年
優秀賞	近藤 一花	飯山市立泉台小学校6年
優秀賞	坂本 潤哉	山ノ内町立西小学校6年

青色申告会は、地域経済の発展を願い、個人事業者のためにさまざまな活動をおこなっています。ぜひ、会を活用して事業を発展させてください。

昭和24年5月、シャウプ博士を団長とする税制使節団が来日して日本各地を視察。日本税制報告書(いわゆるシャウプ報告)が発表されました。その勧告により、記帳にもとづく適正な申告・納税をおこなう者の権利を保護する青色申告制度が翌25年から施行されました。多くの個人事業者が記帳や税の仕組みを学ぶために各地で集まり、青色申告会を結成しました。

■青色申告会の税制改正運動 昭和26年、青色申告会は「正直者がバカをみない税制」を合言葉に、税制改正要望意見を発表しました。以来、公平・公正な税制の創設や社会保障制度の改善を要望し、青色事業専従者給与や個人事業者の事業承継税制など多くの要望を実現してきました。

現在は、個人事業者と同族法人企業の社長、請負契約で働く給与所得者など、働き方の違いで税負担に大きな格差がある勤労所得の早期実現を要望しています。

### 青色申告会のご紹介

図表 近年の税制改正運動の成果(年は制度改正決定時)

令和2(2020)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人事業者の事業承継税制で対象資産拡大</li> <li>小学校休業等対応支援金、国民健康保険の傷病手当金の対象に青色申告事業専従者が含まれる</li> </ul>
平成30(2018)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人事業者の事業承継税制の創設</li> </ul>
平成29(2017)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>税務関係書類提出時の番号確認書類提出などの簡素化</li> </ul>
平成28(2016)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーを記入する税務関係書類の大幅削減</li> </ul>
平成27(2015)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険の財政運営の主体が市町村から都道府県に移行</li> </ul>
平成22(2010)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>小規模企業共済制度への共同経営者(配偶者専従者、後継者専従者を含む)の加入</li> <li>中小企業退職金共済制度への家族従業員のみでの加入</li> </ul>

3.	2.	1.	綱 領
われらは青色申告を基礎とした中小企業等の経営合理化を図り、国民経済の発展を期す。	われらは青色申告を通じ生活の改善を図り、国民福祉の増進を期す。	われらは誠実なる青色申告者として税務の民主化と合理的な税制の確立を期す。	全国各地の青色申告会は、綱領と会則にもとづき、会費を基本財源として、会員から互選されたボランティアの役員により、運営されています。